

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
廃棄物の処理（維持管理）	契約書やマニフェストに記載がない廃棄物について受け入れを行うのか。契約書やマニフェストに記載がない廃棄物とは、不明確な出所や性質を持つ廃棄物であり、その処理には特別な注意が必要である。安定型処分場は、そのような廃棄物を受け入れることがあるのか、その場合の対応策や安全性を示してほしい。
廃棄物の処理（維持管理）	悪臭が発生した場合はどのように対応されるのですか。悪臭が発生した場合はどのように対応されるという方法は明確ではない。安定型処分場は、悪臭が発生した場合はその原因を特定し、除去するとともに、住民に対して謝罪する必要がある。
廃棄物の処理（維持管理）	安定型処分場は廃棄物の種類や性状によってその処理方法や条件が異なる。そのため、施設に搬入される廃棄物の品質管理や分別管理をどのように行うか、その基準や手順を明らかにしてほしい。
アセス（大気質）・設計	気象条件は平均的な数字ではなく、測定データの最大値に対しても予測をしているのか。気象条件とは、安定型処分場が受ける雨量や風速や気温などの環境要因である。これらの要因は平均的な数字だけでなく、極端な値も考慮しなければならない。最大値に対する安定型処分場の性能や安全性を示してほしい。
悪臭	風向きにより悪臭が流れてくるのではないかと。風向きにより悪臭が流れてくるというのは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が風に乗って周辺地域に拡散することである。風向きにより悪臭が流れてくる可能性は高く、その範囲や強度は予測できない。
水質	産廃処分業者が、CODの高い浸透水の原因追及をしない。CODとは化学的酸素要求量のこと、水質汚濁の程度を示す指標である。CODの高い浸透水は、廃棄物の分解や混入などによって発生する。産廃処分業者は、その原因を究明し、適切な対策を講じる責任がある。
アセス（水質）	生活環境影響調査報告書の58枚目の1.4ジオキサンが環境基準値0.05mg/Lを満足しているとは言え、その半分の0.023mg/Lと検出されている。この物質のヒトへの影響は、急性毒性として本物質の吸入によりめまい、頭痛、吐き気、嘔吐、咽頭痛、腹痛、眠気、意識喪失の症状が起こる。また、ヒトでの発がん性に関しては十分な証拠がないが、LARC（国際がん研究機関）の評価では2B（ヒトにたいして発がん性があるかもしれない）に分類されている。なぜ、このような物質が検出されるのか。
アセス（水質）	生活環境影響調査報告書の浸透水の2021.3.29のT-Nが14mg/Lと高いが、安定5品目を埋め立てているにもかかわらずT-Nが高いとは、有機物を多く含んだ廃棄物を埋め立てたものと考えられるがどうか。P63枚目の地下水の調査でなぜカドミウムが検出されるのか。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
アセス (水質)	P57の「(5)水質」「(a)既存資料調査」で「令和4年4月は調査を実施していない」と記載しているが、表8-5-1には、調査結果が記載されており、虚偽記載となる。 仮にこれが「令和5年4月」の間違いならば、なぜ、この時期だけ調査しなかったのか極めて不自然である。それ以前は月3回水質調査を行っている。これは意図的にデータを削除していると推測できる。
アセス (水質)	P87の「(4)水質」「(e)予測条件」の表9-4-1において、「排水中の水質汚濁濃度」欄の「COD濃度」を「40.8mg/L」と、基準(40mg/L)を超えた値を設定しており、申請者自ら浸透水基準を守る意思がないことを認めている。
アセス (水質)	農業用水汚染により、農作物が汚染されるのではないかと。農業汚染とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が農業用水に混入することである。農業用水により、農作物が汚染される可能性がある。そのため、農作物の品質や収量が低下したり、人々の健康被害を引き起こしたりすることがある。
アセス (その他)	(1)P34の表8-1「現地調査の概要」のについて多くの項目で「調査期日」が「平成29年」となっており、現況が正確に把握されておらず、明らかに不適切である。
設計	(3)50枚目ないし53枚目の「円弧すべり計算書」が不正確である。
設計	(2)不適切な資料を使っている。 26枚目の佐賀県林地開発の手引き(平成18年10月)、29枚目及び30枚目の写真などは、古い資料を使っており現況把握が不正確である。
その他(安全性)	施設全体の人員配置を具体的に示してほしい。安定型処分場は高度な技術と管理が必要な施設であり、適切な人員配置がなければ事故のリスクが高まる。
その他(安全性)	安定型処分場は長期的に廃棄物を保管する施設であり、将来的にも安全性を確保する必要がある。そのためには、施設の維持管理や監視体制をどのように行うか、その費用や責任者は誰かを明確にしてほしい。
その他(安全性)	公害防止組織、施設の管理体制、事故防止の命令系統、資格者の指揮命令系統の中でどのような役割と権限が付与されるのか系統図で示し、企業のトップはどのようにフォローしていくのか示してほしい。安定型処分場は公害防止法に基づく特定公害防止施設であり、その運営には厳格な規制がある。しかし、その規制を守るためには、施設内部だけでなく、企業全体の体制や責任が重要である。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他（安全性）	施設の運営に必要な資格者は何か。安定型処分場では、廃棄物の処理や浸透水の管理など、さまざまな業務が行われる。それぞれの業務に対する資格者がいるのか、その数や配置はどうなっているのか明らかにしてほしい。
その他（安全性）	拡張変更地が指定している土砂災害警戒区域の上部である。大雨による土砂災害が起きるのではないかと。拡張変更地とは、安定型処分場の敷地面積を増やすために変更した場所である。この場所は県が指定している土砂災害警戒区域の上部に位置し、大雨によって土砂崩れや地滑りなどの災害が発生する可能性がある。その影響や対策を示してほしい。
その他（安全性）	想定外も含め事故や災害に対する対策はどのようなものか、又、そのマニュアルはあるのか。想定外とは、通常考えられないような事故や災害である。安定型処分場では、想定外も含め事故や災害に対する対策を行う必要がある。そのため、その対策はどのようなものか、そのマニュアルはあるのか示してほしい。
その他（安全性）	地震や大雨等の自然災害が発生した際事故が起きるのではないかと。地震や大雨等の自然災害は、安定型処分場に大きなダメージを与える可能性がある。例えば、地震は施設の構造に亀裂を生じさせたり、大雨は土砂崩れや浸水を引き起こしたりする。そのような場合に起きる可能性は高く、その対策は十分ではないと思われる。
その他（安全性）	公害防止組織、施設の管理体制、事故防止体制、各資格者の指揮命令系統を含め権限を系統図で明確にしてほしい。安定型処分場は公害防止法に基づく特定公害防止施設であり、その運営には厳格な規制がある。しかし、その規制を守るためには、施設内部だけでなく、企業全体の体制や責任が重要である。そのため、公害防止組織、施設の管理体制、事故防止体制、各資格者の指揮命令系統を含め権限を系統図で明確にしてほしい。
その他（安全性）	安定型処分場は火災や爆発などの事故が発生した場合、周辺環境や人々の健康に甚大な被害をもたらす可能性がある。そのため、事故発生時の対応策や緊急連絡体制を具体的に示してほしい。
その他	申請者は、予定地において、産業廃棄物安定型処分場(以下「旧処分場」という)の設置許可を受けたが、それを取り消された。そのような業者に、取り消しからわずか3年程度で、許可を与えることは、明らかに、廃棄物処理法の規定(第15条の2第1項第4号)に違反する。
その他	本件申請地は、旧処分場が「廃止」されていない。改善命令に従わず設置許可が取り消された旧処分場と同じ場所に、旧処分場が廃止されない段階で、新たな最終処分場の設置を許可することは、明らかに、前記の廃棄物処理法の規定に違反する。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	(1)申請者は、県当局の立ち入り調査も拒否していると聞いているが、それが事実であれば、全く信用できない業者と言わざるを得ない。
その他	<p>当産廃場は戸矢区南の高台に位置することになり塵や埃が舞っているようで深呼吸が出来る環境になくなるので反対。</p> <p>別紙：土地使用承諾証明書の件</p> <p>西ノ浦開発(株)とは下記物件(土地等)を産業廃棄物処理場の用に使用することを承諾します、とした承諾書を過去に戸矢区とかわしてきた。</p> <p>土地：西松浦郡有田町中部字西ノ裏乙919番4(180㎡)</p> <p>土地管理者：戸矢区長</p> <p>然し乍ら、西ノ浦開発(株)との承諾書は平成26年12月1日から平成31年11月30日まで、期限を切らし消滅している。今回処分場開発の要件に不可欠の土地使用承諾書を交わしていない。しかも4年半にも亘り戸矢区の承諾なしで使用していることとなる。処分場経営に不可欠な土地使用承諾書ではないのか。これはいかがなものだろうか？取り交わす意思があれば「新規申請」と合わせて西ノ浦開発(株)から何らかの働きかけがあつてしかるべきだろう。いまの現在までそのようなことは無いままである。取り交わす意思が無いのであればどのような理由によるものなのか説明が必要だろう。西ノ浦開発(株)の信頼性を疑うに十分な事象である。</p>
その他	(5)本申請が許可された場合、標高が133m~140mと高くなるが、申請者の環境影響評価書には、これによる周辺環境や、「陶都有田」の観光に対する評価が全くされていない。
その他	事故により水質を悪化させた場合、住民に対してどの様に知らせるのか。事故により水質を悪化させた場合、住民に対してどの様に知らせるという方法は明確ではない。安定型処分場は、事故により水質を悪化させた場合、住民に対して速やかに知らせるとともに、その影響や対策を示す必要がある。
その他	<p>蛍や昆虫、動物がいる自然を壊さないでほしい。蛍や昆虫、動物は自然の一部であり、生態系の重要な役割を果たしている。安定型処分場は、その自然を壊す可能性がある。</p> <p>例えば、水質や土壌の汚染によって、蛍や昆虫、動物の生息条件や食物連鎖が変化することがある。生まれ育った有田の川をきれいなままで維持してほしい。</p>
その他	水質以外の定期的な環境調査は行うのですか。水質以外の定期的な環境調査とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質以外の環境要因を調査することである。水質以外の定期的な環境調査を行うという保証はない。安定型処分場は、水質以外の定期的な環境調査を行うとともに、その結果を公開する必要がある。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	事業計画は適正か。事業計画とは、安定型処分場の建設や運営に関する計画であり、その内容や予算や期間などを示すものである。事業計画は適正に作成されているのか、その根拠や評価方法を示してほしい。
その他	安定型処分場は周辺住民や地域社会に大きな影響を与える施設である。そのため、住民や関係者との対話や協議を積極的に行い、その過程や結果を透明化してほしい。
その他	「関係地区への説明会の開催計画を3回開催する」と記載しているが、一度もされていない。これが「3回した」というのであれば、虚偽の記載である。「今後3回開催する」という趣旨であれば、少なくとも3回の開催を実施しない限り、佐賀県は許可を出すことは許されない。
その他	同様に、「説明後に戸矢地区及び大野地区と環境保全計画の締結を行う」としているが、現時点では締結されていない。今後締結を行うという趣旨であれば、締結がされない限り、佐賀県は許可を出すことは許されない。
その他	(4)申請者は「水がきれいになった」としているが、申請者自身の調査の結果であり、かつ、県当局の立ち入り調査も拒否していると聞いており、少なくとも1年以上の現況調査をすべきである。
その他	(2)施設設置許可の取消以降も汚染水は流しっ放しで放流前の浄化装置の追加設置もなく、住民、農業関係者へのお詫び、また何の説明もないままである。そして、いまだ水温は34°C前後で周辺には異臭が漂っている。
その他	(3)現在、申請者の主張する放流水のCOD値は、基準値である40 mg/L前後であるが、佐賀県内の他の処分場のCODの数値は10 mg/L以下の数値で、多いところでも25mg/L前後であり、申請者の旧処分場はそれと比べても異常に高い数値である。現に今も「産廃から有田川を守る会」の簡易検査では50 mg/Lの値を得たりもしている。
その他	(4)申請者はバイオ剤の散布を行っているが、汚染源を特定し採取した上でバイオ剤で実験等検証をしておらず、場当たりの対応としか思われぬ。しかも、将来バイオ剤が周辺環境に悪影響を与える恐れがあるにもかかわらず、そのようなことに全く配慮していない。
その他	(5)申請者は、旧処分場で、度重なる事故、火災発生、硫化水素ガスの発生、正鶴川での水生生物の死滅、等々の事故を起こしてきた。
その他	(6)旧処分場においても、当初の計画説明から度重なる変更を行っており、信用できない。
その他	(7)基準値内ではあるが他の汚染源となりうる化学物質や重金属類の検出もあり、実際には大量の違法廃棄物が処分されていると疑われる。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	(1)申請者は、平成29年10月27日に他人が所有する山林(戸矢乙860)に、当該地権者の了解を取らないで侵入したうえ、樹木を伐採し、掘削ボーリング調査を行った。さらに地面に塩化ビニール管を挿入、水質検査用の井戸を2箇所作った。その後、数ヶ月がたってやっと謝罪をしたが、地権者とは和解しておらず、証拠を残すために地権者は原状復帰を行うことを拒否した。
その他	(2)関係先の戸矢地区と大野地区の公民館で3回の住民説明会を実施する計画となっているがまだ1度の提案もない。まじめに対応するのであれば、本申請をする前に説明会を実施すべきであるし、少なくとも、本申請前に、そのことについて協議を開始するはずである。
その他	(3)現時点でも、旧処分場のプラスチック類の他金属、がれき類との接触による有害化学物質等への化学変化や溶融浸透の懸念がある。それに加えてここで改めて廃棄物を最終処分することは、追い討ちをかける事態になる。
その他	(4)「有田町民憲章」には「清流がもたらすみどり豊かな自然に親しみ美しい町をつくりましょう・・・」と唱っている。当処分場の汚水の放流下の正鶴川は有田川の源流を構成している。有田川の水は地域の生活を潤し、伊万里市民の水道水として取水されている。新規の処分場設置許可による産廃の積み増しは流域の農家の方々や、地域住民の不安は増すばかりである。
その他	水汚染による健康被害が出るのではないかと。水汚染による健康被害とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が人々の身体に及ぼす影響である。水汚染による健康被害が出る可能性は高く、その影響は急性的なものだけでなく、慢性的なものもある。例えば、有機塩素化合物や重金属などは発がん性や催奇形性を持つ。
その他	産廃の処理委託契約、マニフェスト管理制度の内容を説明してほしい。産廃の処理委託契約とは、産業廃棄物の発生者と処分業者との間で結ぶ契約であり、廃棄物の種類や量、処理方法や費用などを定めるものである。マニフェスト管理制度とは、産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを記録する制度であり、廃棄物の適正な管理や追跡を目的とするものである。これらの内容を公開してほしい。
その他	少人数で維持管理ができるのか。安定型処分場は、廃棄物の保管や処理、浸透水やガスの管理など、多岐にわたる業務を行う施設である。そのため、少人数で維持管理ができるというのは疑問である。人員不足や人材不足は、施設の性能や安全性を低下させる要因となる

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	処理委託契約違反の罰則はどの程度か。処理委託契約違反とは、契約に定められた内容に反して廃棄物を処理したり、不正に廃棄物を移動したりすることである。これに対する罰則は、産業廃棄物管理法に基づき、罰金や懲役などが科せられる。その具体的な内容や実施状況を明らかにしてほしい。
その他	安定型処分場でCODの高い浸透水が排出している。CODとは化学的酸素要求量のこと、水質汚濁の程度を示す指標である。CODの高い浸透水が排出されると、周辺の水環境に悪影響を及ぼす可能性がある。
その他	排出水の温度が35°C以上と高い。高温の排出水は、水中の酸素を減少させたり、生物の代謝を乱したりする。また、高温の排出水は、有害な化学物質の溶解度や反応性を高めることもある。
その他	地震等の自然災害等の不測の事態に対して、どの程度対応をかんがえていますか。地震等の自然災害等の不測の事態とは、予測できないような事故や災害である。地震等の自然災害等の不測の事態に対して、どの程度対応をかんがえていますかという問いに対しては、不十分な回答しかありません。安定型処分場は、地震等の自然災害等の不測の事態に対しても十分な対策を行う必要がある。
その他	過去に埋立処分場での火災があり、青白い炎が出たことがある。青白い炎は、有機塩素化合物や重金属などの有害物質が燃焼したときに発生する。これらの物質は、空気や土壌や水に拡散し、人々の健康に危険を及ぼす。
その他	集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対応できる貯留槽を確保するのですか。集中豪雨（ゲリラ豪雨）とは、短時間に大量の雨が降る現象である。集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対応できる貯留槽とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質を一時的に貯める施設である。集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対応できる貯留槽を確保することは必要であるが、その容量や設備は十分かどうか疑問である。
その他	どのような事故を想定しているのか。安定型処分場は、火災や爆発、浸透水やガスの漏洩、土砂崩れや地すべりなど、様々な事故が発生する可能性がある施設である。そのため、どのような事故を想定しているのか、その確率や影響範囲を示してほしい。
その他	基準値を遵守すれば問題ないのか。基準値とは、安定型処分場が排出する水質やガスなどの汚染物質の許容量である。基準値を遵守すれば問題ないというのは本当なのか、その根拠や科学的な根拠を示してほしい。
その他	基準値以下であるが、有害な化学物質の排出水がある。基準値以下であっても、有害な化学物質は長期的に蓄積されたり、他の物質と反応したりすることで、環境や生命に影響を与える可能性がある。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	<p>ヒューマンエラーにより事故が起きるのではないか。ヒューマンエラーとは、人間のミスや不注意によって引き起こされる事故である。安定型処分場では、機器の操作や廃棄物の管理など、ヒューマンエラーが発生しやすい業務が多い。そのため、ヒューマンエラーにより事故が起きる可能性は高く、その予防や対応は十分ではないと思われる。</p>
その他	<p>事故があった際の原状復旧は困難ではないか。原状復旧とは、事故があった際に施設や環境を元の状態に戻すことである。安定型処分場では、事故があった際の現状復旧は困難ではないかと思われる。なぜなら、廃棄物や汚染物質の回収や処理には時間や費用がかかるし、施設や環境に与えられたダメージは修復できない場合もあるからである。</p>
その他	<p>自然豊かな環境をまもれるのか。安定型処分場は、自然豊かな環境に建設されることが多い。しかし、その環境は、廃棄物や汚染物質の影響を受けやすい。自然豊かな環境をまもれるという保証はない。</p>
その他	<p>健康影響が出るのではないか。健康影響とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が人々の身体に及ぼす影響である。健康影響は、急性的なものだけでなく、慢性的なものもある。例えば、有機塩素化合物や重金属などは発がん性や催奇形性などを持つ。そのため、健康影響が出る可能性は高く、その予防や対応は十分ではないと思われる。</p>
その他	<p>生活環境への影響はないのか。生活環境への影響とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が周辺住民や地域社会に及ぼす影響である。生活環境への影響は、嗅覚や味覚に不快感を与えたり、景観や風土を損なったりする。そのため、生活環境への影響は無視できないものであり、その評価や対策は十分ではないと思われる。</p>
その他	<p>環境破壊防止の具体的対策はあるのか。環境破壊防止の具体的対策とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質を減少させたり、除去したりする方法である。そのような対策はどのようなものか、その効果やコストはどの程度かを示してほしい。</p>
その他	<p>環境影響調査は、環境書が指針で定める自然条件及び社会的条件の人家等の事項に関する調査が、不十分ではないか。環境影響調査とは、安定型処分場の建設や運営によって環境に及ぼす影響を予測し、評価し、対策することである。環境影響調査は、環境書が指針で定める自然条件及び社会的条件の人家等の事項に関する調査が、不十分ではないかと思われる。そのため、環境影響調査の内容や方法を見直す必要がある。</p>

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	<p>きれいで安全な水が守れますか。きれいで安全な水とは、人々の生活や健康に必要な水であり、その品質は法律や基準によって保証されている水である。きれいで安全な水が守れますかという問いに対しては、否定的な回答しかありません。安定型処分場は、きれいで安全な水を汚染する可能性が高く、その回復は困難です。</p>
その他	<p>(1)設置許可を取り消され「廃止」にもなっていない最終処分場の上に、さらに「新規扱い」で新たな処分場が造られることは許されない。この処分場は計画の9割の埋め立てを終えており、申請は残る1割のためというより、さらなる施設の拡張をも見据えた「事業の継続」が目的なのではないか。</p> <p>(2)県の改善命令にも従わず、取り消し処分の理由となった原因調査を行わず、改善計画も示していない。このような段階で申請自体を認めるべきではない。環境影響調査報告書においても過去のデータをそのまま使用するなど現況を反映しておらず、社会的常識的な会社組織としての見識を疑う。</p> <p>(3)西ノ浦開発株式会社は地元との環境保全協定書の合意事項があるにも関わらず、約束を反故にしてきた。度重なる事故で行政処分を受けながらも今回申請した環境影響調査報告書の中で「現況把握のデータは地図等で確認して周辺環境の状況が大きく変わっていないこと、また埋め立て作業の内容も大きく変わらないため平成29年実施の現地調査結果を使用する」と述べており、環境保全に対する意識や関心は低く、何か事案が起こった場合、真摯に向き合い問題解決にあたる姿勢は全く期待できない。将来を考えると、このような不誠実な業者が最終処分場の運営管理にあたり、事業を継続していくことは不安でしかない。</p>
その他	<p>排水の温度が高い事が特に心配です。35℃以上の熱水は生態系に悪影響だと思えます。排水には、異臭があり周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>
その他	<p>1.過去の埋立処分場での火災事例は建設計画のリスクを示唆している。火災による有害物質の放出が再発するリスクを排除できない。2.施設により排出されるCODの高い浸透水による地下水及び周辺環境への悪影響が懸念される。3.建設予定の安定型処分場の排出する水の温度が35℃を超える事は、何らかの原因が有り、高温の水の排出は生態系へ悪影響及ぼす可能性がある。4.下流河川で大量の魚が死んだのは以前の不適切な廃棄物処理による警鐘。同様な被害を繰り返さないため処分場の建設に反対する。</p>

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	処分場は、住居より60Mの距離にあり、生活環境に害を与えている。位置についても周囲を県道、町道、生活道路にかこまれ、どこからでもゴミの山が見え、区民に苦痛を与える又景観をそこない区の評判を悪くする等悩ましている。又戸矢区を中心地でもある。このような様々な条件を十分考慮して用地を選定すべきですが、残念ながら申請値は「土地ありき」で同じ場所に申請書を提出されており、専門家等においても不適だとの意見があります。私も同じ場所に申請することは納得できません。
その他	申請者は過去に添付の事件簿に記している事件を起こし、現在も汚染水を垂れ流し続ける悪徳業者であり、かかる会社に、設置許可をすることは許されない。（事件簿添付）
その他	水・土壌が汚染されると農地・農作物に影響が出るのではないかと。水・土壌が汚染されると、農地・農作物に影響が出るというのは、自然の法則である。水・土壌が汚染されると、農地・農作物の生育条件や品質が悪化したり、人々の健康被害を引き起こしたりすることがある。
その他	資本金1000万円の会社で適切な資金運営ができるのか。資本金1000万円とは、安定型処分場を建設・運営する会社が持つ資金の額である。この額は安定型処分場に必要費用やリスクに見合っているのか、その判断基準や保証方法を示してほしい。
その他	農作物に影響がでるのではないかと。農作物に影響がでるとは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が農地や農作物に及ぼす影響である。農作物に影響がでる可能性は高く、その影響は品質や収量の低下や人々の健康被害などである。
その他	汚染等による農作物への影響が出るのではないかと。水汚染等による農作物への影響とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が農地や農作物に及ぼす影響である。水汚染等による農作物への影響が出る可能性は高く、その影響は品質や収量の低下や人々の健康被害などである。
その他	排水に異臭がある。排水に異臭があることは、有機物や硫化物などの汚濁物質が含まれていることを示す。これらの物質は人々の嗅覚や味覚に不快感を与えたり、呼吸器や皮膚に刺激を与えたりする。
その他	安定型処分場は地下水位や地盤条件など、立地条件によってその性能や安全性が大きく変わる。そのため、建設予定地の地質調査や水分調査などを十分にを行い、その結果を公開してほしい。
その他	不測の事故の想定はしているのか。不測の事故とは、通常考えられないような事故である。不測の事故の想定はしているという保証はない。安定型処分場は不測の事故に対しても十分な対策を行う必要がある。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	設置許可申請書10枚目の「採取設備により採取された浸透水の水質の水質結果。。。」で「早急に埋立を中止し、原因究明に努め、基準に適合する様、対策を施す。」としているが、以前からの水質が悪化した事案について原因究明は行われていない。
その他	地下での汚染は目に見えないところで、進むのではないかと。地下との汚染とは、安定型処分場から漏洩した廃棄物や汚染物質が地下水や土壌に拡散することである。地下での汚染は目に見えないところで、進む可能性がある。そのため、地下での汚染の状況や影響を把握することは困難である。
その他	川が汚染され生き物（虫、魚他）や水辺に住む鳥がいなくなるのではないかと。川が汚染され生き物や水辺に住む鳥がいなくなるというのは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が河川生態系に及ぼす影響である。川が汚染され生き物や水辺に住む（←※続きがありそうだが、ここで文章が終了している）
その他	水・土壌にどのような影響を与えるのですか。水・土壌にどのような影響を与えれば、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が水や土壌環境に及ぼす影響である。水・土壌にどのような影響を与えるかという問いに対しては、悪い影響しかありません。例えば、水・土壌中の酸素やpHが変化したり、有害な化学物質が溶け込んだりすることがあります。
その他	安定型処分場は廃棄物を減容化することで環境負荷を低減するというメリットがあるが、それだけでは不十分である。廃棄物発生源から廃棄物発生量を削減することや、再利用やリサイクルなどの資源化を促進することも重要である。
その他	河川の汚染による農地・土壌への影響が起こるのではないかと。河川の汚染による農地・土壌による影響とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が河川を経由して農地・土壌に及ぼす影響である。河川の汚染による農地・土壌への影響が起こる可能性は高く、その影響は水・土壌への直接的な影響と同様である。
その他	下流河川の魚が大量に死んだ経緯がある。下流河川の魚が大量に死んだことは、安定型処分場から排出される水質汚染物質が原因である可能性が高い。魚だけでなく、他の水生生物や河川生態系にも深刻な影響を与えているかもしれない。

西ノ浦開発（株） 利害関係者からの意見まとめ

項目	意見・質問等
その他	将来環境への影響があるのではないか。安定型処分場は、長期的に廃棄物を保管する施設であり、将来的にも環境への影響があると考えられる。例えば、廃棄物や汚染物質が漏洩したり、地下水や河川に拡散したりすることがある。
その他	環境影響調査は、環境省が指針で定める自然条件及び社会的条件の人家等の事項に関する調査が、不十分ではないか。環境影響調査とは、安定型処分場の建設や運営によって環境に及ぼす影響を予測し、評価し、対策することである。環境影響調査は、環境省が指針で定める自然条件及び社会的条件の人家等の事項に関する調査が、不十分ではないかと思われる。そのため、環境影響調査の内容や方法を見直す必要がある。
その他	水質の汚染が考えられませんか。水質の汚染とは、安定型処分場から排出される水質やガスなどの汚染物質が水環境に及ぼす影響である。水質の汚染は考えられますし、その影響は深刻です。例えば、水中の酸素やpHが変化したり、有害な化学物質が溶け込んだりすることがあります。
その他	帰郷するたびにゴミの山を見ることになり古郷が汚されていて反対
その他	私共は山のほうで畑をしております。毒水が土に染みて野菜に入り込んでいく事が心配でなりません。どうか食の安全の方を考慮してほしいです。
その他	<p>施設の運営に必要な資格者は何か。安定型処分場では、廃棄物の処理や浸透水の管理などさまざまな業務が行われる。それぞれの業務に対応する資格者がいるのか、その数や配置はどうなっているのか明らかにしてほしい。</p> <p>第3、1（7）に関連して出入りした業者に聞けば申請者側は特に中身を見ることもなく、どんな廃棄物でも受け入れていたとのことである。このような業者ともはや信頼関係など築くことなど出来るわけがない。戸矢のみならず、佐賀県を冒涇した行為であることは言うまでもない。また申請者の大元の会社は関西にあると聞くが、県外の事業者の私利をむさぼるために佐賀県有田町戸矢地区の生活環境、自然を破壊することなど県として認めては絶対にいけないことである。山口知事の政策に「人の想いに寄り添い温もり県政を」「農林生産業振興」「子育てしたい県」「山をまもり育て未来へ伝える」と掲げられているが、この申請を許可することは全てに反することであり、町民の県外流出は避けられない。決して許可されませんよう伏してお願い申し上げます。</p>